平成２７年（フ）第７３２号
札幌市北区北32条西11丁目１番22―301号
債務者　廣瀬　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３８号
札幌市豊平区平岸１条１丁目６番２―102号
債務者　稲田むつみ（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７３号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　道営住宅光星第４団地Ａ棟201
債務者　田代六二十
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩1998番地の１、前住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目３番Ａ―305号　富士之越町営住宅団地
債務者　折原　洋子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第３１号
新潟県加茂市上町１番11号
債務者　田中　昌子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２４９号
堺市堺区中三国ヶ丘町５丁３番18号
債務者　兵頭　照明
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５０号
堺市堺区中三国ヶ丘町５丁３番18号
債務者　兵頭　聖子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
大阪府大阪狭山市池尻中３丁目11番９号―102号、前住所大阪府富田林市錦織中２丁目16番13号
債務者　北村　睦美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９７号
大阪府藤井寺市岡１丁目３番21号、前住所大阪市天王寺区空堀町14番１号　マンション清水谷311号
債務者　伊川　貴子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
堺市北区南長尾町３丁１番１―803号
債務者　池端千惠子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２２号
堺市堺区南三国ヶ丘町６丁１番22号
債務者　古川　　武（旧姓大竹）
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
大阪府柏原市石川町７番33―401号エクセルコーポ玉手
債務者　赤木幸一郎
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４７号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟126号室
債務者　西川　昌之
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟126号室
債務者　西川壽賀代
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６２号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番８―102号
債務者　鬼丸　慎治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
堺市北区新金岡町２丁４番２―101号
債務者　福留亜紀子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３９４号
大阪府柏原市法善寺２丁目15番４号
債務者　駒場　裕美
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係